# 2 事故防止のための基本的な留意事項

## (1) 児童生徒の活発な体育活動を支えるための安全配慮

学校における体育・健康に関する指導は、体育科・保健体育科をはじめとした教科はもとより、特別活動や総合的な学習の時間、運動部活動など、学校の教育活動全体を通じて適切に行われるべきものである。特に、学校体育では生涯体育・スポーツと体力の向上を目指し、児童生徒の発達段階を考慮した適切な運動を通じて、自ら進んで運動に親しむ資質や態度を身に付け、生涯にわたり明るく豊かな生活を営むための基礎を培うことが大切である。

しかし、その一方、体育活動は、けがや故障が発生する危険性を常に伴っており、人 為的要因や施設・設備の状況、自然現象など様々な要因によって大きな事故につながる 可能性を有している。事故を未然に防ぎ、児童生徒の積極的な体育活動を支えるために は、指導・監督に当たる教職員一人一人が学校の置かれている環境や条件等を踏まえ、 安全に対する配慮、すなわち危険を予見し、回避していく義務を着実に履行していく必 要がある。

### 【安全配慮義務】

安全配慮義務とは、学校事故による国家賠償請求訴訟や不法行為に基づく損害賠償請求訴訟において加害行為者の過失の有無、すなわち、被害生徒に対してその安全を配慮しなければならない義務に違反するところがあったのかを判断する基準として用いられるものです。

学校の管理下おいては、指導を担当する教員に生徒の安全を確保すべき指導・監督上の注意義務(安全配慮義務)が存在し、その範囲は学校の教育活動及びそれに準する活動であって、学校の教育活動と密接不離の関係にある生活関係活動までと解釈されています。

注意義務の具体的内容は、児童生徒の発達段階や事故の起きた状況によっても異なり、画一的に定めることは困難であり、事故発生時に指導していた教員に、その時どういう注意義務があったのか、個々具体的に確定することになります。注意義務の程度は、教育活動の危険性に応じて高くなり、体育活動の中でも水泳、柔道、器械運動などが危険性の高いものと考えられています。

## (2) 学校の体育活動全般における安全教育、安全管理のポイント

一般に学校安全は、安全教育と安全管理からなるものであり、体育活動中の事故防止においても、両者の機能を発揮しつつ一体的に進めることが重要である。このことを踏まえ、体育授業や特別活動など活動場面の違いや競技種目の特性により安全対策を講じる必要がある。

### ア「安全教育」

### (ア) 安全学習

- ◎ 児童生徒の危険予見・回避能力の育成
  - ・児童生徒に安全に関する基礎的・基本的な事項を理解させ、適切な意志決定ができるようにする指導を教育活動全体を通じて計画的、系統的に行う。
  - ・当該種目のルールや約束事、危険性について理解を深める指導を行う。

## (イ) 安全指導

- ◎ 児童生徒の安全の保持増進に関する実践的な態度や能力の育成
  - ・児童生徒が運動の特性や危険性を理解し、適切な準備運動や補強運動を自ら行えるようにする指導の充実に努める。
  - ・粗野な行動や悪ふざけ、危険な行為について具体的に例示し、事故防止に向けた 指導を行う。
  - ・活動内容に応じ、危険を回避するための具体的な訓練を実施する。(ボート部の水 泳訓練、カヌーの転覆訓練等)
  - ・児童生徒が自分自身の健康状態について留意し、心身の状況に応じた活動を行うよう指導する。

## イ 「安全管理」

## (ア) 対人管理

- ① 適切な指導計画の整備
  - ・児童生徒の体力・運動能力、運動技能を把握し、児童生徒の体力や技能に応じた 適切な指導計画を作成する。
- ② 児童生徒の健康管理
  - ・定期健康診断の結果を正確に把握し、具体的な対応について共通理解を図る。
  - ・保護者や児童生徒に対する健康相談等により、児童生徒の身体状況や健康状態の把握に努める。
- ③ 救急体制、連絡体制、救助体制の整備
  - ・事故に備えて校内の救急体制を整備する。
  - ・保護者や医療機関との連絡体制を整備する。
  - ・心肺蘇生法等の応急手当の講習を実施し、教職員の対応能力の向上を図る。

#### (イ)対物管理

- ① 施設・設備、用具等の安全点検の実施
  - ・活動場所や施設・設備、用具、遊具等の定期的な安全点検を行う。
  - ・破損、不備なものがあった場合は、直ちに修理や改善を行う。
- ② 活動環境の維持向上
  - ・温度、湿度、採光、照明、換気など活動場所の良好な環境が維持されるよう配慮 する。
  - ・用具の適切な管理や清掃など、活動場所の美化に努める。

## (3) 各活動場面における留意事項~事故防止のためのチェックポイント~

### ア「体育授業」

- ・適切な指導計画を作成し、計画的に授業を実施しているか。
- ・学習指導要領の趣旨や内容を逸脱していないか。
- ・安全にかかわる通知等に十分留意しているか。

## 第1章 学校の体育活動中の事故防止に関する基本的な考え方

- ・児童生徒の発達段階や技能の習熟の程度に応じた段階的な指導を行っているか。
- ・学習内容や活動内容を児童生徒に周知しているか。
- ・各運動種目における具体的な危険性を踏まえ、安全指導を十分に行っているか。
- ・適切な授業規律が維持され、危険なプレーや粗暴な行為を行わない雰囲気が醸成され ているか。
  - ・児童生徒の活動の状況を把握できる監視体制を整備しているか。
  - ・障害のある児童生徒に配慮した指導を行っているか。

【安全点検システムの確立:体育授業における安全点検表の例】 安全点検表(体育授業)						
Ш	領域	点 検 事 項	点検月日	点検結果	処理状況	ED
	体	年間指導計画の内容は適切か。計画通り実施しているか。				
Ш	育	安全指導は統一した内容で適切に行われているか。				
Ш	授	救急体制は整備されているか。事前訓練を実施したか。				
	業	運動に適した服装、装備を着用させているか。	itunii/auni			
Ш	全	種目に適した準備運動を行っているか。				
Ш	般	全体状況を常に把握し指導しているか。(指導者の適切な位置取り)				
Ш		体育館・グラウンド・武道場等の施設・設備は整備され安全か。	3-14 - L117 (1017)			
Ш	体つ	用具・器具に破損はないか。				
	<0	用具・器具が正しく設置され安全か。適切に配置されているか。				
Ш	•	指導内容は適切か。体格・体力を考慮しているか。				
	器械	段階的指導がなされているか。				
Ш	運動	補助が正しく行われているか。				
		グラウンドは整備され、安全が確保されているか。				
Ш	陸	用具・器具に破損はないか。適切に配置されているか。				
Ш		走路や投てき場所等のラインは適切に引かれているか。	8			
Ш	上	信号機、紙雷管の管理、使用方法は適切か。				
Ш		走(長距離)種目における安全配慮は十分か。(適切な距離、気象条				
Ш	競	件、校外で行う場合の交通安全、生徒の健康状態等)				
Ш		跳躍種目における安全配慮は十分か。(着地用マットの配置、砂場の				
Ш	技	砂量や深く掘り起こし整備されているか等)				
Ш		投てき種目における安全配慮は十分か。(安全な隊形、風向き、投て				
Ш		きの方向・投てきのタイミング、練習する際のルール等)				
Ш		ブールの水深、水質、水温は適切か。明示されているか。				
Ш	水	排水溝、循環吸水口のふたは固定されているか。				
Ш	3124	救助用具が適切に配置されているか。破損はないか。				
Ш	泳	段階的指導の配慮は十分か。				
Щ		監視体制は適切か。人員確認が適切になされているか。				
	4400	グラウンド、体育館等実施場所は整頓され安全か。				
		施設、設備の破損はないか。適切に設置されているか。				
	球	移動ゴールは倒れないよう固定されているか。				
		用具・器具(ラケット、バット、グローブ等)に破損はないか。				
		ボールに破損はないか。空気圧は適切か。				
	技	放置ボールを発生させないなど用具管理の指導が徹底されているか。				
		競技専用の防具(ヘッドキャップ等)を着用させているか。				
		ネット等器具の設置に関する安全指導は適切に行われているか。				
		乱暴な行為や危険なブレーをしない指導が徹底されているか。				
		武道場に危険物が置かれていないか。畳(床板)の破損はないか。				3
	武	畳が隙間なく適切に敷かれているか。		2		
	13.0	柔道着・剣道防具等が正しく着用されているか。				
	道	禁止事項等危険な行為をしない指導が徹底されているか。				3
		段階的な指導や体量、体格に配慮した指導がなされているか。				

## イ 「特別活動」(「健康安全・体育的行事」)

### ■共通

・学校の年間計画に位置付け、教科等との関連を考慮し、指導計画が作成されているか。

- ・適切な実施要項や運営要領(細則)を作成し、全教職員に周知しているか。
- ・医療機関との連携や事故発生時の校内の救急体制が支障なく機能するよう事前訓練を 適切に実施しているか。
- ・当日の気象条件に配慮しているか。また、天候や実施場所の状態を考慮し、実施の可 否を適切に判断できる運営体制が整備されているか。
- ・事前の現地調査を十分に行っているか。
- ・健康上の配慮する必要のある児童生徒の対処について全教職員に周知しているか。
- ・事前の健康診断や健康相談により、児童生徒の健康状態を十分に把握しているか。
- ・実施内容について保護者に周知し、児童生徒の参加について意思確認をしているか。

## ■マラソン大会、強歩遠足等

- ・時期や日程、距離、コースは安全上適切に設定されているか。
- ・警察等との連携を図り、交通安全に十分配慮しているか。
- ・水分補給の措置はされているか。また、水分補給を適切に行うよう指導しているか。
- ・事前練習は適切に実施されているか。

## ■運動会、体育大会等

- ・時期や日程、実施種目は安全上適切に設定されているか。
- ・危険なプレーを未然に防止するためのルールの徹底や準備運動の実施など、児童生徒 への指導は十分に行われているか。
- ・危険なプレーを未然に防止する観点から、審判員や競技役員の配置、補助員に対する 指導は適切に行われているか。

## 【体育大会において安全面を重視した実施要項を作成し事故防止を図った実践例】

## 平成〇〇年度校内体育大会実施要項(教職員用)

△△高等学校生徒指導部

1目標 体育授業との関連を重視し日ごろの取組の成果を発揮し、<mark>心身の健康の保持増進と体力の向上を図るとともに、HRの団結力を高め学校生活の充実に資する。</mark>

2テーマ 「全力少年&少女」

3重 点 ①公正な態度で安全に留意して競技する。②HRで協力して練習や競技、応援に 取り組む。③最大限の力を発揮し競技を楽しむ。

4期 日 ○月○日(○曜日)~○月○日(○曜日)

5会 場 校内(体育館、武道場、グラウンド)

6事前指導 (1)保健体育科と連携した体育委員に対する準備運動指導の実施(〇月〇日)

(2)事前健康調査、健康相談(〇月〇日~〇月〇日)

(3) 生徒に対する健康・安全指導(O月O日LHR、各HR担任、指導内容別紙)

(4)保護者あて文書送付(〇月〇日、生徒経由、通知文書別紙)

(5) 医療機関、周辺住民等に対する協力依頼(〇月〇日、生徒指導部)

(6) 生徒補助員に対する指導、教職員審判講習会(〇月〇日、各種日担当)

7事前準備 (1)実施会場・用具の安全点検(生徒指導部〇月〇日~〇月〇日)

(2) 救急体制の整備(組織図別紙、関係機関への連絡、事前訓練〇月〇日)

(3)会場設営及び安全点検(前日、各競技担当、最終点検生徒指導部)

## ウ「運動部活動」

- ・活動目標を明確にした上で適切な指導計画を作成し、計画的に実施されているか。
- ・児童生徒の健康状態に配慮した練習日数や練習時間が設定されているか。
- ・適切な休憩や水分補給など、日ごろから児童生徒の健康管理に十分配慮しているか。
- ・活動方針や活動内容、年間計画について保護者に周知するとともに、日常の活動や生 徒の健康状態等の情報交換など、連携が十分に図られているか。
- ・指導教員が明確に位置付けられ、安全指導の徹底について教職員の共通理解が図られているか。
- ・運動種目の特性を踏まえ、種目特有の危険性に配慮した適切な練習内容が設定されているか。
- ・大会参加に当たっては、
  - ①適切な実施計画を作成し、関係職員や保護者に周知するとともに、参加に対する保護者の承諾を適切な方法で得ているか。
  - ②大会中の児童生徒の健康管理に配慮しているか。
  - ③移動手段は適切なものであり、安全は確保されているか。
  - ④緊急時の連絡体制(医療機関、学校、保護者)が整備され、確実に機能するかを事前に確認しているか。

#### 【運動部活動の意義】

運動部活動はスポーツに興味と関心をもつ生徒によって自主的に行われるものであり、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツの楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験することができる活動です。指導に当たっては、運動部活動の意義を踏まえ、生徒の健康・安全に十分に配慮することが大切です。

## 学習指導要領における部活動の位置付け

「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。」(中学校及び高等学校学習指導要領 第1章総則より)

#### 【運動部活動の課題】

近年、少子化による生徒数の減少、運動以外の活動への興味・関心の高まりなどによる運動 部活動への参加生徒数の減少、指導者の高齢化や実技指導力不足のために、競技種目によって は、チームが編成できない、あるいは、十分な指導ができないなどの課題が生じています。ま た、勝利至上主義の行き過ぎた指導による生徒の心身の健康に関する弊害も指摘されています。 このようなことから、外部指導者の活用や複数校合同部活動を促進するとともに、生徒一人 一人の個性や主体性を重視した指導に努め、運動部活動の一層の充実に努める必要があります。

#### 【外部指導者の活用や複数校合同部活動における指導上の留意点】

- ・顧問教諭と外部指導者、顧問教諭同士が定期的に打合せを行い、指導方針や指導内容、安全を確保するための留意点等について共通理解を図る。
- ・外部指導者に対し、部活動の意義や学校の指導方針について十分に説明し、生徒の発達段階 にあわせた適切な指導が行われるよう配慮する。
- ・万一の事故発生に備え、緊急時の対応についてマニュアルを整備し、共通理解を図る。
- ・複数校合同部活動において、安全な移動方法を確保するとともに、生徒に十分に指導する。